

給食費等口座振替手続きのお願い

金融機関での口座振替登録手続きをお願いします。

千葉市では、学校給食費の徴収を原則として口座振替により行っております。このため、給食を喫食している全ての方に対して、口座振替の登録手続きをお願いしています。また、教材費等の学校徴収金についても、給食費と併せて口座振替で徴収させていただきます。



口座登録は原則として全ての方が対象です。

一度手続きを行うと、中学校卒業まで再度の手続きは必要ありません。

(市立学校への進学・転校の際も新たなお手続きは必要ありません。)

また、納め忘れの心配が無くなるだけでなく、金融機関へ足を運ぶ手間も無くなります。

このように保護者の皆さまの利便性を図れることから、ぜひ口座振替をご利用ください。

なお、口座振替に係る手数料は千葉市が負担しますので、保護者負担はありません。

1 口座振替は20の取扱金融機関で行うことができます。

- ・ 口座振替には、下記の金融機関各本支店の口座を利用できます。
- ・ 千葉市学校給食費等口座振替依頼書(以下「口座振替依頼書」といいます。)に必要事項を記入し、口座を設けている金融機関に直接お申し込みください。
- ・ ご家庭の給与振込口座など、日常お使いの口座をご指定いただきますと、残高不足による振替不能を避けられます。

口座振替できる金融機関(R4.4.1現在)			信託銀行	信用金庫	その他	
普通銀行					千葉信用金庫	千葉みらい農業協同組合
千葉銀行	京葉銀行	千葉興業銀行	三菱UFJ信託銀行	千葉信用金庫	千葉みらい農業協同組合	ゆうちょ銀行 (郵便局)
みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ信託銀行	銚子信用金庫	中央労働金庫	
りそな銀行	埼玉りそな銀行	常陽銀行	三井住友信託銀行	佐原信用金庫	横浜幸銀信用組合	
東京スター銀行						

2 口座振替のお手続き方法について

- ・ 口座振替依頼書(4枚複写)に必要事項をご記入いただき、お手続きをお願いします。
- ・ 記入の際は、ボールペン(消せるボールペンは不可)で強めに記入してください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合	ゆうちょ銀行の場合
① 口座振替依頼書に必要事項を記入し、指定する口座がある取扱金融機関に提出します(同じ金融機関であれば、どちらの店舗でも問題ありません)。	① 口座振替依頼書に必要事項を記入後、4枚目の学校提出用(学校控)用紙を切り離し、上3枚のみをゆうちょ銀行のいずれかの店舗に提出します。
② お客様控と学校提出用(学校控)が返却されます。	② お客様控が返却されます。
③ 学校提出用(学校控)を学校へ提出してください。 ※不鮮明な箇所は、追記して提出してください。	③ 学校提出用(学校控)を学校へ提出してください。 ※お客様控の訂正等や不鮮明な箇所がありましたら、学校提出用に追記して提出してください。

3 口座振替の開始時期について

- ・ 口座振替のお手続き後、1～2ヶ月程度後の納期分から口座振替になります。
- ・ 金融機関の審査状況によっては、さらに時間がかかる場合があります。
- ・ 口座振替が開始される前に到来する納期分は、納付書で納めてください。

4 口座振替日(納期限)は年9回です

- ・ 口座振替日(納期限)は、年9回で行い、各回の実施日は下表のとおりです。
- ・ 残高不足などにより振替不能の場合は、翌月15日に再振替を行います。
- ・ 口座振替日が、土・日・祝日等の場合は、金融機関の翌営業日に振替となります。

期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
口座振替日	6月25日	7月25日	8月25日	10月25日	11月25日
(再振替日)	(7月15日)	(8月15日)	(9月15日)	(11月15日)	(12月15日)
内 訳	4・5月給食分	6月給食分	7月給食分	8・9月給食分	10月給食分
期 別	第6期	第7期	第8期	第9期	
口座振替日	12月25日	1月25日	2月25日	3月25日	
(再振替日)	(1月15日)	(2月15日)	(3月15日)	(4月15日)	
内 訳	11月給食分	12月給食分	1月給食分	2・3月給食分	

5 引き落としする金額は給食費と学校徴収金との合計です。

口座振替でお引き落としする金額については、以下をご確認ください。

- ・ 学校給食費と学校徴収金を合算した金額をご登録口座から一括で振替します。
- ・ 学校給食費は1ヶ月分を基本として、1食当たりの額×喫食数を年9回で徴収します。
- ・ 学校徴収金は学年費・学級費(共同購入費)、校外活動費などで、月により額が異なります。また、学校・学年によっても金額が異なります。
- ・ 毎年6月上旬に1年間の徴収予定金額を記載した決定通知書をお配りし、お知らせします。
- ・ 年度内に請求額の変更や過誤納が生じた場合、第9期請求額の調整や還付にて対応します。

6 その他

預金残高が納付額に満たない場合は口座振替ができなくなりますので、**振替日の前日までに**残高のご確認をお願いします。

残高不足等により再振替日にも口座振替ができなかった場合は、学校から配付される「納付書」「振込依頼書」により金融機関等で直接納付いただくこととなります。なお金融機関で直接納付いただく場合、学校徴収金分については振込手数料をご負担いただく必要がありますので、ご注意ください。

お問い合わせ先: お子様を通う学校、または千葉市教育委員会

保健体育課(口座振替・学校給食費関係) 電 話 043-245-5909

メー ル kyushoku-kokaikei@city.chiba.lg.jp

学 事 課(学校徴収金関係)

電 話 043-245-5928

メー ル gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp



手続きに関する「Q&A」

Q1 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？

- A1 学校を通して配付する「納付書（給食費分）」と「振込依頼書（学校徴収金分）」により、金融機関窓口又はATMでのお支払いとなります。
※以下のとおり手数料をご負担いただくことになります。
「納付書（給食費分）」：振込手数料はかかりません。
「振込依頼書（学校徴収金分）」：手数料をご負担いただく必要があります。

Q2 口座名義人は、子どもの名前でも大丈夫ですか？

- A2 お子様名義の口座でも、お手続きが可能です。

Q3 「学校控」を紛失した場合はどのようにすればいいですか？

- A3 「お客様控」のコピーをご提出ください。いずれも失くしてしまった場合は、学校へご相談ください。

Q4 書き間違えてしまったのですが、代わりの依頼書はどこで入手できますか？

- A4 学校に備え付けておりますので、お手数ですが再度お取り寄せください。

Q5 引き落とされる額は、給食費のみですか？

- A5 給食費以外に、日本スポーツ振興センター共済掛金や教材費などの学校徴収金などと合算して引き落とします。年度ごとの額は、6月に各学校からお知らせいたします。

Q6 学校に現金で給食費を支払ってもいいですか？

- A6 学校には直接支払うことができませんので、何卒ご理解ください。

Q7 各支援制度により給食費が免除されていますが、口座振替の手続きをする必要はありますか？

- A7 給食費以外の学校徴収金は口座振替になりますので、手続きをお願いします。

Q8 口座振替で引き落としがあった場合、通帳には何と記帳されますか？

- A8 「チバシキュウシヨクヒトウ」と表示されます。
なお、給食費を免除されている場合であっても、学校徴収金の振替や還付による振込があった際は、「チバシキュウシヨクヒトウ」と表示されます。